総会議事録(第12回)

- 1 開催日時 令和5年3月27日(月)14時00分~15時10分
- 2 開催場所 市コミュニティセンター大会議室
- 3 出席委員(33名)
 - 〇農業委員(16名)

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邉 重徳 5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉﨑 邦幸 9番 朝長 洋子 10番 松下 善光 12番 髙見 健 14番 冨岡 勝真 15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 19番 山道 喜久美

〇農地利用最適化推進委員(17名)

1番 原 正人 2番 平山 清孝 4番 小川 國治 5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 9番 山浦 弘之 10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸□裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

- 〇農業委員(2名)
 - 13番 渡邊 和秋 18番 山口 和夫
- 〇農地利用最適化推進委員(2名)
 - 3番 渡辺 和久 8番 一瀬 晃
- 5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり
- 6 事務局局長長石弘顕 課長補佐西浦公治 職員田代哲也中野孝亮梶原良太
- 1 開会
- ○事務局長

第12回農業委員会定例総会を開会します。

- 2 会長挨拶
- 〇会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

〇会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

13番 渡邊 和秋農業委員、18番 山口 和夫農業委員、3番、渡辺 和久推進委員 及び8番 一瀬 晃推進委員から欠席の届出がありました。

12番 髙見 健農業委員から遅刻の届出があります。

〇会長

次に、本日の議事録署名人を、8番 吉崎 邦幸農業委員、10番 松下 善光農業委員 にお願いします。

4 議事

〇議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、1番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積739㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第6号議案集積計画1番と第7号議案配分計画1番に関連するものです。

〇議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

〇議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号、1番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積739㎡です。賃貸人及び賃借人は

記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

集積計画1番と配分計画1番と関連するものです。

2番福重、皆同町の農地、地目 田、面積4,107㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

配分計画3番と関連するものです。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。 〈なし〉

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ、報告第3号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、1番福重、貸付申込者と借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農用地、今富町の農地、地目 田、当初の面積823㎡、変更後の面積515㎡で、減少した308㎡は、佐奈川内川の河川工事による用地買収によるものです。設定する利用権の中、借賃が面積の減少により変更されたものです。

2番松原、貸付申込者と借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農用地、皆同町の農地、地目 田、設定する利用権の中、借賃をそれぞれ変更後の金額に減額するものです。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご質問等はありませんか。

<なし>

〇議長

報告第3号を終わります。

次に、4ページ。第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、面積343㎡。申請者は、記載のとおりです。 本件は、申請者が個人経営する建設会社の資材置場兼農舎として倉庫を1棟建築する計画 です。 場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するため、土砂の流出はないとしています。雨水排水 は水路を設けて、既存道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、東 側に畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

いま、事務局が説明されたとおりです。申請地は、家庭菜園を若干作っている畑です。水路等もありませんので、何ら周辺には障害はないと見受けられます。ご審議お願いします。

〇議長

1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番竹松は、許可相当とします。

次に、5ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、1番西大村、杭出津2丁目の農地、地目 畑、面積155㎡、併用地である、譲渡人が所有する宅地を含む全体面積は306.07㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は既存雨水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、南側に畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

〇議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇委員

今、説明のとおりです。昨日地区の委員で確認に行ってまいりました。周りもほとんど住宅ですので、特別問題はないと見て来ました。ご審議を、よろしくお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。 1番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。 続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、諏訪2丁目の農地、地目 畑、面積318㎡。併用地である、譲渡人の宅地を含む全体面積は420.36㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、境界にコンクリートブロックを設けるとしています。計画地内に排水路を設け、道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、西側に畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

〇議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇委員

事務局から説明があったとおりです。ここは周りがほとんど宅地で、残りの畑がありますけれども家庭菜園をするぐらいです。公共下水道も全部完備してありますので、問題ないと見て来ました。ご審議の方よろしくお願いします。

〇議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。 〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。 2番西大村について、ご異議はありませんか。

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。 続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、諏訪3丁目の農地、地目 畑、面積49㎡、申請者は、記載のとおりです。 契約は売買です。

本件は、譲受人が自己所有地への小動物の侵入防止のネットを建設する計画です。 場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、雨水排水は自然流下で、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、北と西側に畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

小動物の防護ネットですので、何ら問題ないと見て来ました。やはり、農業者でない場合は、こういった申請が必要であることを確認しました。

〇議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〇委員

侵入防止ネットをするためだけに5条申請が必要だったのですか。

○事務局

申請者自身の農地にネットを作るだけであれば、特に許可は必要なかったのですが、設置する場所の所有権移転がありますので、5条許可が必要になります。

○委員

1 メートル幅で、長さが 15 メートル位ですが、転用申請者の所有地と少し重なっている 所があります。残りの畑は、JRの横で 20 坪程度の農地です。

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。 続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、上諏訪町の農地、地目 田、現況 畑、面積295㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高O.5m、盛土最高1.05m、擁壁を設けるとしています。 雨水排水は、計画地内に排水路を設け、既存の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下 水道に接続するとしています。隣接農地は、南側に畑があります。

資金については、融資予定証明書を確認しています。なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇委員

ここは、下に畑は以前売買された所です。今は、管理をされてるだけです。残りの所が、 全部宅地で、道の方も、奥側の上の方も、宅地を建てるということですので、何ら問題ない と見て来ました。以上です。

〇議長

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。 4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。 続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積639㎡。申請者は、記載のとおりです。 契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地3区画、通路を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.4m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は計画地内 通路に側溝を設け、既存側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続。隣接農地は、 ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。なお、譲受人は宅地建物取引業者免 許証を所持しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇委員

ここは5、6年前までは、キャベツがよく作られていたのですが、この頃はずっと、管理だけをされています。所有者も大村市外の方です。公共下水道も通っており、何ら問題ないと見て来ました。ご審議の方よろしくお願いします。

〇議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。 続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、黒丸町の農地、地目 田、面積49㎡。併用地である、隣接の雑種地32㎡及び里道と水路を含む全体面積は121㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。なお、里道の払い下げに関して、市道路課に手続き中であることを確認済です。

本件は、譲受人が、自己所有の農地への侵入路を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1から1.2m、擁壁を設けるとしています。

雨水排水は、砂利舗装で既存雨水路に放流するとしています。隣接する農地は、申請者所有地のみです。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

申請地のすぐ右側に大きい申請者さんの畑があるのですが、入口が少し狭いと思われました。これを購入して、入口を広くされる計画です。隣接に、20 坪ぐらいの畑がありますが、家庭菜園程度のものであり、そこを道で通られても別に何も問題はないと思って見て来ました。以上です。よろしくお願いします。

〇議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。 続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、黒丸町の農地、地目 田、面積1,092㎡、併用地である、隣接の雑種地250㎡を含む全体面積は1,344.29㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地7区画、ゴミステーション等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O. 1からO. 6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、既存の道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続。隣接農地が、北側に田があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この地区は、宅地化が進んでいて、道の左側にもアパートが3棟くらい建っています。申請地の手前も、以前は田でありましたが、宅地が広がっていきました。上側に田もありますが、水路は上にあり、道も右の方にもありますので、他の所に迷惑をかけることはないと思って見て来ました。よろしくお願いします。

〇議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。 7番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。 続いて、8番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑と田、現況地目は記載のとおりです。面積2,580 ㎡、併用地である、宅地を含む全体面積は3,326.57㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が集合住宅用分譲宅地4区画、道路、開発公園等を造成する計画です。 場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.85m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画 地内道路に雨水路を新設し、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続。隣接 農地が、北側に畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

なお、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、許可申請の事前協議として、各機関から意見として必要な手続きの個別協議が終了し、 開発許可申請が完了しており、事業の実効性が認められます。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局の説明のとおりです。上の畑は、家庭菜園的なもので、何ら問題ないと考えております。申請地の真ん中に住宅があったのですが、それも含めての周辺の農地をすべて分譲地にするということです。公共下水道等も通っておりますので、何ら問題はないと考えています。ご審議をお願いします。

○議長

8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〇委員

ハウスがあったと思いますが。

〇委員

あります。

〇委員

作付けは数年されていないと思うが、ハウスの部材が使える状態ではないかと思います。 そういう情報を集めて、何か利用できる方法がないか。

○事務局

事務局でも、現地確認の際、使えるものか判断つかなかったのですが、結構パイプに錆が 出ていて、再利用できるか専門的な方に見ていただかないと判断できません。

○委員

少々の錆は、塗り直して利用できると思います。

○事務局

県央振興局あたりに相談して見ます。また、開発業者さんに譲っていただけるか、事務局から相談をしてみたいと思います。

○委員

結構、新規就農者の人たちはそういうのを塗り直して使っています。

○事務局

開発業者と協議してみます。

〇議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。 続いて、9番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番福重、皆同町の農地、地目 畑、面積293㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、申請地の所有者の子の夫である、使用借人が個人住宅を建築する計画です場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、法面保護により土砂流出の恐れはないとしています。 雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続。隣接農地はありません。

資金については、住宅ローン事前審査結果通知を確認しています。

〇議長

それでは、9番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは新幹線の残地です。周りにも先ほど事務局から、言われたように農地もありませんので、何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

○議長

9番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番福重について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、9番福重は、許可相当とします。

次に、アページ。第3号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案1番大村、玖島2丁目の農地、地目 畑、面積346㎡。申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、申請地は自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。申請人宅の隣地です。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここは、JRの線路の近くになる。長年耕作放棄地で写真のとおり、竹林化、山林化していて、非農地で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。 次に、8ページ。第4号議案「違反転用について」を議題とします。事務局から説明をお 願いします。

○事務局

第4号議案、1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積243㎡、違反転用者は、記載のとおりです。

本件は、該当地を平成10年頃から、公共工事の市道拡幅工事の施工業者が資材置き場や 車両置き場にした後、市道工事終了後に現状回復の計画であったが、市道工事に関して別の 施工業者が継続して利用され、以降様々な事業で施工業者が入れ替わるうちに、砂利が敷か れ現在の状況となっている。現在は、公民館利用者や地域の駐車場として利用されていると のことです。

場所は、スライドのとおりで、第2種農地です。

すでに、事務局から県への違反転用事案として報告済みであり、意見欄に記載したとおり「当該土地の農地区分は第2種農地であり、違反転用に伴う被害及び苦情は報告されていない。また、違反転用者に過去の違反歴はなく、事情聴取の内容から、違反転用者自身の故意による違反であるとは考えにくい。以上のことから本案件は、当初から申請していれば許可相当と見込まれ、追認許可相当と判断する。」としています。

つきまして、本案件に関し、農業委員会としての意見を付すため、本総会のご審議をお願いするものです。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員お願いします。

○委員

ここは、平成 10 年、市道拡幅のために今村バス停より農免道路まで全長2キロだったのですが、市の事情により、農業集落排水と同時に施工されました。

それで、今回の件ですが、さきほど事務局から説明のとおり、工事が済んだら元の畑に戻す約束をされていたのですが、そのままの状態で、次から次へと公共工事が入り、電力会社の低圧電気を高圧にする施設のための資材置き場、その次が、長崎自動車道路日岳トンネル改修工事で、関係者の車が2、30台ということで、公民館や市道の通らない所や、この場所に駐車されていました。それから2年前、地籍調査があり、この場所に2工区の測量士が停められて、利用されていました。

それで、25日に現地確認に行ったところ、この申請者が立ち会われた。地籍調査の時に申請者としては、雑種地になると思っていたが、農業委員会の方が違反転用になっているとの事で、今回の提出になっているわけです。以上の経過を考慮いただき、ご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〇委員

土地の貸借で賃料をもらっていたのかどうか。市役所側は税務課の課税がどれだけ掛かっていたのか。田としてそのままだったのか。その辺りを教えてください。

○委員

申請者本人から、賃料は一切もらっていないということを確認している。

○事務局

課税に関しては、いつからかは確認できていませんが、現状雑種地ということで、農地より高い税金が課せられている状況です。

〇委員

結局この場合は、事業者が変わるたびに、借用というか使用の申請を農業委員会に出す必要があったということです。それを何社もそのままにしていた事案である。

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、追認許可相当とすることにご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

1番三浦については「追認許可相当と判断する」との意見を付すことを決定します。

〇議長

9ページをお願いします。次に、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、1番三浦 今村町の農地、地目 田、面積1,173㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は水稲を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、2番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積4,428㎡、貸付及び借入申込者は、 記載のとおりです。

借入申込者はみかん栽培を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、3番福重、沖田町の農地、地目 田、面積1,317㎡、貸付及び借入申込者は、 記載のとおりです。

借入申込者は普通野菜を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、4番松原、野岳町の農地、地目 田、面積4,184㎡、貸付及び借入申込者は、 記載のとおりです。

借入申込者は水稲を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上、第5号議案の借入申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を 満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。 〈質疑〉

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、第5号議案は、承認することとします。

次に、10ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」 を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、11ページの、第7号議案「農地中間管理事業による 農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議あり ませんか。

く異議なし>

〇議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は、一括して審議することとします。 事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案及び第7号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の 貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の 借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、併せて説明します。

資料の1番は、第6号議案の1番萱瀬、第7号議案の1番萱瀬です。

原町の農地、面積739㎡。

本件は、報告第1号で解約した農地です。令和2年の豪雨災害の被害を受けており、災害 復旧工事が未実施で、当初の作付け計画であった水稲ができない状況で、賃貸借から使用貸 借への契約条件を変更するものです。

配分計画の借入申込者は、農地の復旧後作付けの再開を計画しており、設定する利用権は 記載のとおりです。

資料1の2番は、第6号議案の2番萱瀬、第7号議案の2番萱瀬です。

宮代町の農地、面積10.006㎡。

配分計画の借入申込者は、みかん栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3番は、集積済の農地で、配分計画は第7号議案の3番福重です。

皆同町の農地、面積4,107㎡。

配分計画の借入申込者は、水稲を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

〇議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。 〈質疑〉

〇議長

それでは、お諮りします。

第6号議案及び第7号議案について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、12ページ。報告第4号、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」について。

○事務局

1番福重、貸付、借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受けた農用地の当初の面積が、公共工事の佐奈川内川復旧工事の用地買収により、変更後の面積に減少したことにより、借賃に記載のとおり変更があったものです。

〇議長

それでは、報告4号について、何かご質問等はありませんか。

く質疑>

〇議長

報告第4号を終わります。

次に、13ページ。報告第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局から報告願います。

○事務局

相続税の納税猶予の特例に関する適格者証明については、新規の手続きの際必要な証明です。

- 被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと。
- 相続人が被相続人と同一世帯として農地取得後も引き続き農業経営を行うこと。
- ・被相続人が農業の用に供していた農地を猶予者が相続によって取得すること。 が証明要件となっています。

記載の確認事項を事務局及び地元農業委員による農業経営状況について確認した結果、1 番竹松及び2番竹松は、相続税の納税猶予の特例を受ける要件を満たしていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第5号について、何かご質問はありませんか。

く質問なし>

○議長

報告第5号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。